

付託議案の取り扱い及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する
理事会決定事項

【付託議案の取り扱い】

①分科会の担当割り振りについて

付託された議案 15 案は、別紙（分科会分担表）のとおり、それぞれの分科会に割り振る。

②審査等の日程について

- ・ 3月4日（金） 本会議散会後に全体会を開き、分科会の担当割り振り等、付託議案の取り扱いについての議事を行う
- ・ 3月8日（火） 午前10時、総務分科会で質疑
- ・ 3月9日（水） 健康福祉委員会散会后、健康福祉分科会で質疑
- ・ 3月10日（木） 午前10時、健康福祉分科会で質疑
市民環境経済委員会散会后、市民環境経済分科会で質疑
- ・ 3月11日（金） 建設委員会散会后、建設分科会で質疑
- ・ 3月14日（月） 文教委員会散会后、文教分科会で質疑
- ・ 3月17日（木） 午前10時、理事会で全体会での質疑の通告を含め、全体会の議事の確認
- ・ 3月18日（金） 午前10時、全体会で質疑を行った後、議案第11号の討論・採決
- ・ 3月22日（火） 午後1時、全体会で議案第11号以外の討論・採決

なお、分科会が予定の日程で終わらない場合は、分科会長が委員長に申し出て、適宜分科会を開会することとする。

3つ以上の分科会・委員会が重なるおそれがある場合には、15日（火）及び16日（水）の予備日に開会する。また、予備日に3つ以上の分科会・委員会が重なることとなった場合の、分科会の開会時刻や開会場所については、それぞれの分科会長と相談のうえ、最終的には委員長の判断に任せる。

③全体会での質疑について

- ・付託された議案 15 案を一括して議題とし、質疑を行う。
- ・質疑方式は、従来方式・対面方式から選択する。
- ・時間については、所属議員 3 人以上の会派は 1 会派 30 分以内、無所属の委員は 1 人 10 分以内とする。
- ・質疑者は、1 会派 1 人、ただし必要がある場合は複数とする。
- ・質疑の順序は、会派呼称順及び無所属議員の呼称順に行う。
- ・質疑者の有無、質疑者の名前は、3 月 17 日（木）の理事会で質疑方式も含めて通告する。
- ・質疑者の一覧については、3 月 17 日（木）の理事会散会后、議員全員にメールで知らせるとともに、議会会議システムに配架する。
- ・資料の配付及び掲示を行う場合は、3 月 17 日（木）の午後 1 時までに委員長の許可をとる。

④討論及び採決について

- ・討論・採決の順序は、別紙（討論・採決順序表）とする。
- ・討論の方法は、1 会派 1 人、挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。
- ・討論を行う場は、演壇とする。
- ・採決は、会議規則の規定により、挙手による表決となる。

⑤全体会の執行部への出席方要求について

3 月 18 日（金）及び 3 月 22 日（火）の全体会の出席理事者については、それぞれ本会議出席者とする。

⑥修正案等について

[議案第 11 号]

- ・議案第 11 号に対し修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、3 月 18 日（金）の全体会において、質疑終結後、休憩をとるので、休憩後直ちに、議場で、委員長に、提出予定である旨を申し出る。
- その後、修正案・組み替え動議の提出を申し出た会派、または、無所属委員は、休憩に入った時から 1 時間以内に、修正案・組み替え動議を提出する。
- 修正案・組み替え動議が提出されたら、直ちに、議会会議システムに配架し、委員にお知らせし、確認の時間をとるため、配架してから 1 時間後に全体会を再開

する。

[議案第1号から第10号まで 及び 議案第12号から第15号まで]

- ・ 議案第11号以外の議案14案に対し修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、全体会での質疑を行う18日（金）の午後5時、あるいは、本会議の散会時刻が午後4時を過ぎた場合は、本会議散会后1時間以内に事務局へ提出する。
- ・ 修正案等が提出された場合は、22日（火）の討論・採決の日の午前9時から会派控室に配付するとともに、議会会議システムに配架する。

【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策】

① 傍聴について

- ・ 全体会は許可とする。なお、傍聴方法は本会議と同様とする。
- ・ 理事会は不許可とする。
- ・ 分科会は、各分科会長において判断する。

② その他の感染防止対策について

○換気

- ・ 換気は常時行う。

○アクリル板の設置

- ・ 発言時の飛沫対策として、演壇、質問席及び答弁席にアクリル板を設置する。

○マスクの着用

- ・ 議場出席者は全員マスクを着用することとする。その他フェイスシールド及びマウスシールドの着用を認める。なお、マスクを万が一忘れた場合は、事務局まで連絡することとする。
- ・ 演壇、質問席及び答弁席での発言時に限り、マスクを外すことを認める。

○水差しの撤去

- ・ 水差しの設置はとりやめる。なお、ペットボトルまたはマイボトルは自身で用意する。また、飲料は、水に限る。

○消毒

- ・ 演壇、質問席及び答弁席にアルコール消毒液を設置することとし、発言等による登・降壇の際には必ず手指等の消毒を行うこととする。

- ・演壇、質問席及び答弁席での発言時にマスクを外して発言をした場合は、自席に戻る前に、必ず自身で発言した机上及びマイクの消毒を行うこととする。